

## 一般事業主行動計画

社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間
2. 内 容

目標 1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。  
男性社員…計画期間中に 2 人以上取得すること。  
女性社員…取得率を 80%以上にする。

《対策》

平成 27 年度 4 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修に項目を追加する。

平成 27 年度 4 月～ 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、社会保険料免除などの制度を管理職の研修を通して周知する。

目標 2 女性社員が妊娠・出産後も継続して勤務できる環境の更なる整備をする。  
対象社員の復職率を 90%以上にする。

《対策》

平成 27 年度 4 月～ 従業員に対し、妊娠・出産後も女性が働き続けやすい職場づくりのための制度を周知し啓発する。

目標 3 平成 29 年 9 月度までに、社員全員の所定外労働時間を削減する。

《対策》

平成 27 年度 10 月～ 所定外労働の原因の分析等を行なう委員会の設置。

平成 27 年度 10 月～ 各部署において問題点の検討。

目標 4 女性社員の管理職登用機会を増加する。

《対策》

女性社員が継続して就業できる環境を整え、勤続年数を延ばすとともに、管理職研修や能力発揮に向けた研修等の取組を実施し活躍を支援する。

以上